

第31回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

1 日 時 平成27年7月10日(金曜日)午前10時～12時

2 場 所 大阪市役所本庁舎 屋上階 P1会議室

3 出席者 大阪市人権施策推進審議会委員

	大前 藍子
	金沢 一博
(会長)	川崎 裕子
	杉村 幸太郎
(会長代理)	中井 伊都子
	西田 芳正
	村木 真紀
	森 実
市民局理事	吉村 浩
市民局ダイバーシティ推進室長	平澤 宏子
市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長	藪中 昭二
市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長	柴田 昌美
市民局ダイバーシティ推進室共生社会づくり支援担当課長	柿木 敏也
大阪市人権啓発・相談センター所長	吉岡 和彦
大阪市人権啓発・相談センター副所長	濱崎 聡
市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理	辻井 善寛
市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長	寺見 隆彦

4 議題

- 1 ヘイトスピーチへの対処にかかる答申後の取組み状況について
- 2 大阪市人権行政推進計画に基づく平成27年度の取組みについて
 - (1)「人権の視点!100!」実行プログラムの取組みについて
 - (2)「人権が尊重されるまち」指標について
 - (3)「人権問題に関する市民意識調査」の実施について
 - (4)人権啓発の取組みについて
 - (5)人権相談の取組みについて
 - (6)多文化共生の取組みについて

3 その他報告事項

(1) 連続差別事象について

(2) 第 4 回大阪市同和問題に関する有識者会議について

5 議事

寺見人権企画課担当係長 ただいまから第 3 1 回大阪市人権施策推進審議会を開催します。私は本日の司会を担当します人権企画課担当係長の寺見です。

まず、本日の審議会の取扱いを説明します。この審議会は、「大阪市人権施策推進審議会規則」及び「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、公開としています。また、本日の議事録、議事要旨については後日、市民局ホームページへ掲載する予定です。

お手元に、第 3 1 回大阪市人権施策推進審議会次第、大阪市人権施策推進審議会委員名簿、配席図をお配りしています。本日、有澤委員、武田委員、永井委員、宮本委員、代田委員におかれましては、ご欠席との連絡をいただいています。また、事務局の紹介は省略させていただきます。

それでは、大阪市からの出席者を代表しまして、市民局理事の吉村からご挨拶を申し上げます。

吉村市民局理事 市民局理事の吉村でございます。委員皆様におかれましては、ご多用中のところ、本日、審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また日ごろより委員皆様方には人権行政の推進をはじめといたしまして、市政の各般にわたり、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

人権をめぐる諸情勢といたしましては、もう皆様方もご承知の通りでございますが、女性や子ども、高齢者に対する虐待、また、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、いじめの問題、インターネットを通じた誹謗中傷、さらには特定の人種、民族に対する差別的な言動、ヘイトスピーチなどなど、さまざまな課題が顕在化してきているところでございます。こうした課題に対処するため、本市といたしましても、これまで「大阪市人権行政推進計画」に基づきまして、例えば、地域に根差した啓発の取組みなど、各区役所、各局におきまして、それぞれ施策を取り組んできておりますとともに、ヘイトスピーチへの対処など新しい人権課題に対する対応も図ってきているところでございます。

本日は、こうした大阪市の取組み、平成 2 7 年度の施策の取組み状況につきまして報告させていただくとともに、ヘイトスピーチに関しまして、この審議会でご答申をいただいた以降の状況を含めまして説明させていただきたいと思っております。そのうえで、皆様方に忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、今後の施策に活用してまいりたいと考えております。今後とも市民一人一人がお互いに個性を尊重し認め合い自分らしく幸せに生きていける、そういう人権尊重のまちの実現に向けまして取り組んでいきたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては引き続きご指導、ご助言賜りますようお願い申しあげまして挨拶とさせていただきます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

寺見係長 それではこれより議事に入っておりますが、議事の進行については、川崎会長にお任せします。川崎会長、よろしく申し上げます。

川崎会長 会長の川崎です。それでは、第31回大阪市人権施策推進審議会次第に従い議事を進めてまいります。議題1「ヘイトスピーチへの対処にかかる答申後の取組み状況について」、事務局から説明願います。

藪中課長 人権企画課長の藪中です。

資料1-1「ヘイトスピーチへの対処にかかる答申後の取組み状況について」に沿って説明をさせていただきます。ヘイトスピーチへの対処については、昨年9月に市長から諮問をさせていただき、2月10日の第30回大阪市人権施策推進審議会でご議論いただいた上で、2月25日に「ヘイトスピーチに対する大阪市としてとるべき方策について」として答申をいただきました。本市においては、この答申に沿って、条例案要綱(案)の検討を進め、3月13日から4月12日に、市民の皆様方に条例案要綱(案)を公表し、ご意見を募集させていただきました。意見内容は、受付通数は1569通、意見は3368件を頂戴しました。意見の主な概要は、条例の制定の趣旨あるいは意義に関するものとして2267件(約67.3%)、条例案要綱(案)の内容に関するものとして903件(26.8%)頂戴しました。条例制定の趣旨や意義に関するもの、いわゆる入り口論ですが、憲法で保障されている表現の自由との関係から憲法違反になるのではないか、ヘイトスピーチの定義が曖昧ではないか、外国人や特定の民族の利益となって日本人の言論弾圧になるのではないかという意見がございました。一方、大阪市がヘイトスピーチを許さない姿勢を打ち出す意味は非常に大きいとする条例制定を求める強い意見もございました。

次に条例案要綱(案)の具体的な中身に関するものとしまして、市域以外での行為に条例を適用することへの疑問、訴訟費用を支援することへのご意見、ご批判、また、表現活動のヘイトスピーチへの該当性などを審査するヘイトスピーチ審査会の中立性・公平性の確保について憂慮する、というご意見もございました。こういった多数のご意見を鑑みながら、大阪市としましては、ヘイトスピーチ審査会から中立公正なご意見をいただけるよう、その委員については政治的に中立であることを要件に加えるということも含めまして、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例案」を作成し、5月22日に大阪市会に提出をし、審議に付したところでです。

次に、条例案の目的・趣旨は、個人の尊厳を害し差別意識を生じるおそれのあるヘイトスピーチが、大阪市内で現実に行われている状況をふまえ、条例を制定することにより、市としてまずヘイトスピーチは許さないという姿勢を明確に示す、ヘイトスピーチからの市民等の人権擁護とその抑止を図るということを主目的・趣旨としたところでです。条例の内容は主なポイント4点を整理させていただいています。まず(1)ですが、ヘイトスピーチの定義についての明確化です。まず対象としては、人種もしくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団に対する表現活動であって、目的性、

態様、不特定性という3つの要件のいずれにも該当することとしたところです。また、他の表現活動で、印刷物、あるいは光ディスク、インターネット等の媒体を用いて、拡散する活動も表現活動に含めるとするとともに、大阪市内で行われた表現活動だけではなく、市外であっても市民等に対して行われた場合、あるいは市内で行われたものを拡散する場合についても対象となることとしたところです。次に(2)ですが、ヘイトスピーチの拡散防止措置及び認識の公表として、ヘイトスピーチに該当する場合、表現内容の拡散防止措置をとるとともに、表現内容の概要、表現活動を行った者の氏名、名称等について、事前に意見陳述などの機会を与えることとしながら、公表することとしたところです。(3)ですが、ヘイトスピーチに関する司法判断の促進、あるいは蓄積を図るということで、被害を受けた者が訴訟を提起する場合にその費用を貸し付けるとともに、有益な司法判断がなされた場合には返還の免除も可能とする支援を実施することとしたところです。最後に(4)にございますが、ヘイトスピーチの該当性、あるいは本市が行う措置等について、行政が恣意的な判断を行うことのないようにするため、中立的な審査機関として、憲法、国際法、行政法各分野の専門家及び弁護士等で構成するヘイトスピーチ審査会を設置することとしたところです。2から5ページに関しては、それぞれ条例の条項と、ただいま申しあげたような条例の特徴であるところをピックアップしてまとめたものですので、ご参考にご覧いただければと思います。また、資料1-3に今回の条例案の全文をつけております。今、概要を申しあげたところですので、詳細についてはこれをご覧いただけたらと思います。

次に、大阪市の審議につきまして、6月5日の財政総務委員会でご審議をいただきましたが、表現の自由等の市民の権利にかかわるものだけに慎重を期す必要があり、また、市民に理解してもらうためにも時間をかけて議論することが必要である。また、ヘイトスピーチ審査会の審査が中立公正なものとなるように人選の方法等について検討する必要がある。また、国で法整備等の対策がなされていたなら、もっと市としても踏み込んだ対応ができるだろうというさまざまなご意見を頂戴したところですが、結果としては、6月10日の本会議において継続審査の取扱いとなったところです。なお、市会においては、6月10日に市民の人権を擁護する観点から、ヘイトスピーチの根絶に向けて実効性のある法律の整備を視野に入れた対策を早急に進めるよう強く要望するという内容の意見書が可決されたところです。

今後、私どもとしては、この間の経過を踏まえて、たくさん頂戴したご意見も踏まえて、引き続き市会への、議論への対応を図ってまいりますとともに、市民の皆様に対してヘイトスピーチに関する啓発あるいは周知という取組みを積極的に進めて参りたいと考えているところです。

川崎会長 ただいま、事務局から議題1、ヘイトスピーチへの対処にかかる答申後の取組み状況について説明がありました。ご意見やご質問等ございますでしょうか。

村木委員 基本的なところですが、継続審査ということは、もう一度出し直しになるの

でしょうか。それとも一旦これは廃案になるのでしょうか。

飯中課長 継続審査は廃案ではなく、継続的に審議していくということで、改めて市会に上程をしなくても、継続的に条例案が審議されることになっている状態になっています。現在、市会は閉会中ですが、例年ですと、9月に開会されますので、その中でまた審議されるという予定になると思います。

村木委員 わかりました。ありがとうございます。

森委員 今の件ですけれども、私の認識では国会等で継続審議といえば実質廃案を意味すると認識していきまして、これまでの実例で、継続審議になったものが次回の市会で議論されてこうなった、あるいはされなかったというのはどういう比率でしょうか。

平澤ダイバーシティ推進室長 比率等については把握していません。国会では森委員がおっしゃったような取扱いかもしれませんが、大阪市会においては、次回、市会開会されれば審議を続けるということになっておりますので、今の時点では私どもとしましては廃案になったという感覚は持っておらず、引き続き審議をお願いしたいと考えています。

川崎会長 ほか、ご質問ございませんでしょうか。

大前委員 この条例案の内容について、2点あるのですが、1点目が資料1 - 2の1ページに、大阪市内で行われたものだけでなく市外であっても市民等に対して行われた場合ということで、「市外で大阪市民に対するヘイトスピーチが行われた場合や、市内で行われたヘイトスピーチをインターネットで公開する場合など」とあるのですが、市外で行われた場合、特定の大阪市民を対象にはしていないが、大阪市内にいる方が、何らかの不利益を被ったり、何かしら感じられた場合を対象に大阪市民に対すると限定されているのか、それ以外であっても不特定多数の内容であるけれども、大阪市民がそれに対して訴訟なりを起こすことができるのか、そこはどうなっているのかと思ったのが1点。資料1 - 3の第8条で、「本市の区域内に住所又は主たる事務所を有する特定人等である市民等」がヘイトスピーチの訴訟等を行う場合のことに書かれていますが、例えばその表現活動が行われた時点では大阪市民ではなかったが、この訴訟を行うために大阪市内に住所を移して訴訟を起こすことが可能なのか、そういったことも認められるのか、これを読んでいるとその辺りの規程がどうなっているのかなと感じたのですが。

川崎会長 最初の方はもう一度。

大前委員 資料1 - 2の1ページの(1)ヘイトスピーチの定義等を明確化のところ、大阪市内で行われたものだけでなく、市外であっても市民等に対して行われた場合ということで、これは特定の大阪市民に対してではなくても大阪市民が不利益を被ったと感じられる場合や、不特定多数や人種というものに対してヘイトスピーチが行われたときに大阪市民が不利益を被ったと感じられる場合は、この定義に当てはまるのかどうか。

川崎会長 では、事務局。

平澤室長 まず1点目の大阪市内で行われたヘイトスピーチの件ですけれども、大阪市

外で行われたものについては、基礎自治体がやっている条例となりますので、やはり大阪市民を対象に行われたということは条件になると考えています。2点目がどの時点で市民であるかということですが、規則で今後定めていく事項になるかと思いますが、今時点としましては、ヘイトスピーチが行われた時点で市民であるということが考え方の基本と考えているところです。今後また詳細は検討してまいりたいと考えています。

川崎会長 ほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

森委員 2つあります。一つは、資料1 - 2の6ページ、意見募集の実施結果ですけども、その中の大きな4番、意見概要の(1)の下から2番目、上から6番目、日本人へのヘイトスピーチも同様に対処すべきというご意見をいただいているんですけども、これはその条例案を読む限りでは、そういうことも含むのかなと。そういうことというのは、日本人に対するヘイトスピーチもヘイトスピーチとして含むのかなと思ったのですが、そういう理解でいいでしょうかというのが一つ。もう一つは、このタイプの条例なり、法律なりがあるとすれば、かなり画期的というか重要な意味を持つ、言い方を変えると、従来の法律の枠から少し出ていると言う人も出てくることが予想されるので、前文とかがあっていいようなタイプじゃないかなと思うんですね。それで言いますと、例えば、前文で、憲法に言及するとか国際法に言及するとかして、この条例案は正当なのだということを理屈づけるような部分があっていいような気も、いただいているご意見に鑑みても、そういうものがあるのではないかなと思いますが、そういう議論はなかったのでしょうか。

川崎会長 では、事務局でお願いします。

平澤室長 1点目の日本人に対するヘイトスピーチについてですけども、森委員のご指摘の通り、日本人に対するヘイトスピーチもこの条例では対象になると考えているところです。あと細かい要件に適合するかどうかで判断されていくと考えています。あと2点目の前文についての検討ですけども、検討部会でまずご議論いただいた際に、特に前文を設けてという議論はございませんでして、我々がその後答申いただきまして、条例案を作っていく際にも特に前文をおいてということは考えていませんでした。実際、現行の法律に反しないということは色々、先生方からのご意見をいただいて、慎重に検討しているということで担保はしていると考えています。

川崎会長 ほかによろしいでしょうか。どうぞ。

森委員 ただ、残念ながら現実問題として、日本国憲法下においてこういう法律はないわけですよ。人種差別撤廃条約、それに参加している日本政府であるにもかかわらずこういうのはないわけですよ。だとすれば、その点について、先ほど継続審議と関連して国に対して要望を出すみたいな話がありませんでしたか。

平澤室長 意見書ですね。

森委員 では、意見書の内容はどうなっているのかをもう少し詳しく知りたいなと思ったんですけども。

平澤室長 意見書の内容そのものということでしょうか。

森委員 はい、そうです。

篠中課長 お配りはしていませんが、手元に意見書がございますので、読み上げるとい
うことでよろしいでしょうか。

森委員 読んで紹介いただければいいと思います。

平澤室長 意見書を読み上げます。「近年、我が国では、特定の国籍の外国人を排斥し、差別を助長する趣旨のヘイトスピーチが行われるなど、外国人等を巡る人権問題について憂慮すべき状況が生じている。大阪市においても、デモや街宣活動といったヘイトスピーチが頻繁に行われている。昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をした。さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っている。また、最近の事例では、最高裁判所が平成26年12月9日、ヘイトスピーチを行った団体側の上告を棄却したことにより、団体の示威活動が人種差別撤廃条約にいう人種差別に該当し、表現の自由によって保護されるべき範囲を超えていると判断した大阪高裁判決が確定した。よって国におかれては、このような状況を踏まえ、市民の人権を擁護する観点から、ヘイトスピーチの根絶に向けて実効性のある法律の整備を視野に入れた対策を早急に進めるよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規程により意見書を提出する。」以上です。

森委員 どうもありがとうございます。先ほどの1つ目の質問に関連してなのですが、前回この会議で議論しました中身とずれがあるなと思っていて、前回のこの場所での議論では、日本人に対するヘイトスピーチは含まないという進み方だったように記憶しているのですが、その点はどうか。

川崎会長 私もちょうと、そうは思ったのですが。

中井会長代理 以前はやはり、マイノリティに対する社会としての受け入れに問題が生じている社会、大阪というところから問題意識がスタートしているので、マイノリティ、外国人の人たちを排斥するということに対応する一連の動きだったと私も理解をして、そのようにお答えした覚えもあるのですが、ただ条例案としてできあがったときに、例えば、向こうから日本人に対してヘイトスピーチが行われたということに対して、それを客観的な形で、できあがってみますと、排斥するような読み方はできないかなと。むしろ、一つ一つの要件に当てはめると、多数の日本人に向けられて社会から排除することに当たるのかどうかと思いますね。1個1個見ていくと当たらないよねということになります。入り口として、この表にはそれこそ前文を付けていませんので、対象がマイノリティであるということは打ち出していないというのは事実かなと思います。だから、日

本人だから即対象に当てはまりませんよという話ではなくて、一旦受け付けて、この要件に該当しないという検討まで入ることは可能ではないかと思いますが。始まりと帰着点は確かにちょっと違ってはいますが、結果として大きく受けとめて、中で審査できる仕組みになっていると私は理解しました。

森委員 ヘイトスピーチにかかわる議論はどっちもどっちということになるのを危惧しているところがありまして、それもあるから前文というのを申しあげたのですけれども、どういう趣旨でこの条例を出すのかという趣旨文があれば、そういうこともスムーズに進むと思うのですけれども、それがないと文言だけで議論をするような話になって、両者の集団間にある力関係だとか差別にかかわる歴史だとか、そういうことが、詐称されてしまうのじゃないかという心配をすごくするところがあります。

中井会長代理 部会で検討したときに、そういうことで答申の一番頭に6行、8行ほどですけれども、大阪市の基本的な考え方というのを打ち出して、大阪市では在日韓国人、朝鮮人をはじめとする、こういう現状の中でヘイトスピーチを許さないという姿勢を明確に出していくんだということを訴えました。ここを、条例案という、条例ということにはなじまないのかもしれませんが、今後、市で採択していただくなり、希望的観測ですがしていただけるとすると、そこで何か宣言のようなものにご活用いただけると、私たちの意思、森委員のご指摘の点は反映できるのかなというように思いますけれども、そこを強く希望したいと思います。

平澤室長 本市にいただきました意見も踏まえまして、今後の議論には生かすような形にはしていきたいとは考えております。

川崎会長 それでは時間の関係もありますので、ただ今の委員各位のご意見、ご指摘を踏まえまして、事務局においてご検討の上、ヘイトスピーチへの対処にかかる取組みについて確実に進めていただきたい。せっかくこれまで多くの検討をいただきましたので、廃案にならないようお願いしたいと思います。

では引き続き、議事を進めさせていただきます。議題2 大阪市人権行政推進計画に基づく平成27年度の取組みについてにつきましては、議題は6つございますが、一括して事務局から説明を受け、最後にまとめてご意見ご質問をお願いすることといたします。2-(1)「人権の視点！100」実行プログラムの取組みについて、以降順番に事務局から説明をお願いします。

辻井人権企画課長代理 人権企画課長代理の辻井です。私からは、2の(1)(2)(3)までを説明させていただきます。まずは、資料2をご覧くださいませでしょうか。青い冊子「大阪市人権行政推進計画」です。中に1枚差し込みが入っていますが、これは一旦置いていただきまして、この見開きで説明させていただきます。

平成21年2月に、本市が人権尊重の観点からの行政運営を市民と協働して進めるために、この「大阪市人権行政推進計画」を策定しています。この計画においては、大きく4

つ柱立て、取組みを掲げています。まず1番目としまして、「人権の視点！100！」ということで実行プログラムの取組みをさせていただいていますので説明させていただきます。

「人権の視点！100！」見開きの左側、となっている部分でございますけれども、「人権の視点！100！」は行政運営における人権尊重の視点を明らかにし、本市の全ての部署が何を目指しているか、何をどのように改善するかを、6つの観点、「伝える」、「聴く・知る」、「備える」、「支える」、「つながる」、「務める」から職員及び市民の方々にわかりやすく示したものです。大阪市内どの部署においても、全ての事業を行う際には、この6つの観点を視点においた上で実施していくということになっています。それで、毎年度、全ての部署でこの観点に基づく実行プログラムを策定させていただいておりまして、人権尊重の観点から日常業務の改善、見直しに取り組んでいるところです。ここで、資料2-(1)をご覧くださいと思います。1枚目が区役所、2枚目が局あるいは室のプログラムです。それぞれ左側に平成26年度の取組みを行った内容、あるいは、それにより評価できた項目を掲げております。右側に本年度、平成27年度の取組みの内容を記載させていただいております。全ての部署、50ございまして、この場で全てを説明するのは割愛させていただきますけれども、それぞれの特徴を説明させていただきます。

まず、区役所ですけれども、区によって多少表現が異なるんですが、平成26年度を見ますと、例えば、左側の番号7番目、港区役所、案内表示の改善となっております。13番の東淀川区、こちらではエレベーターの中でフロアの案内、1階は 課、2階は 課というフロアの案内をしていくと。あるいは23番目、東住吉区は、床に色分けしている動線テープを貼って、市民の皆さんにこういう用件でしたらこちらですよというのをわかりやすくする取組みをしているということで、来庁者に対して、優しいあるいはわかりやすいという観点、あるいは、此花区や、生野区など、接遇を改善した、表現では笑顔での対応というような取組みを実践していく職場が多く見受けられます。区役所は、市民に一番近いところですので、どこの区においてもそれぞれの工夫で、市民あるいは区民本位の行政を目指しての取組みを行っているところです。

2枚目の局・室ですけれども、区役所とはやはり傾向が異なってきました、その局の事業に関連した内容になっているところもあります。あるいは、9番目、財政局では個人情報保護を観点において、職場内研修を開催するとか定期的に点検するというような個人情報保護に関する取組みですとか、あるいは複数の所属であります、ホームページの情報発信、その際に誰にでもわかりやすい内容になるよう、難しい言葉でなくて、わかりやすい表現での情報発信となるよう配慮するという取組みが傾向として多くなっています。なお、平成26年度、各部署、自己評価でございますけれども、おおむねできているという評価になっています。2-(1)につきましては、説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料の2-(2)をご覧ください。「人権が尊重されるまち指標」についてです。趣旨としまして、「大阪市人権行政推進計画(人権ナビゲーション)」に基づきまし

て「人権が尊重されるまち指標」を策定しています。多様な人権課題に対応する大阪市の施策や取組みにつきまして、その推移、現状を市民にわかりやすいデータとして示したものです。具体的に申しますと、先ほど見ていただいた資料2の中の青い表、上の方に赤字で人権が尊重されるまち指標、平成26年度概要版と題している資料です。いくつか表、数値がありますけれども、そちらが具体的な指標です。まず、1番目に基本理念を2つ掲げてございます。一つは、人権に関心があると答えた市民の割合。もう一つは、大阪市は市民一人一人の人権が尊重されているまちであると思う市民の割合。この2つをまず掲げさせていただきます。あと、個別の人権課題が続いております、例えば、女性や子ども、高齢者、障がいのある人と、各個別の人権課題において基本指標を定めています、また、各所属で計画や運営方針を定めていまして、それに基づくその他の指標も含めまして、本指標は71項目で構成されています。

毎年度、指標に掲げる数値がございませけれども、各所属と調整させていただきまして、最新データに更新しています。現在お出ししているのは平成26年度版です。今年度、2-(3)で説明させていただきませけれども、5年に1回実施する市民意識調査を行います。その結果も一部盛り込みまして、平成27年度版をこれから作っていきます。スケジュールは、資料2-(2)で掲げておりますけれども、案ですが、平成28年3月ごろ、新しい平成27年度版の指標を策定し、公表させていただきたいと考えています。

次に、資料2-(3)です。「人権問題に関する市民意識調査について」です。「人権行政推進計画」に基づきまして、実効性ある施策を推進しているところですが、今日なお、さまざまな人権問題がまだまだ存在しています。また、新しい課題も出てきているところです。そういった人権問題の解決に向けて市民の人権の意識の変化、動向を把握することにより、今後の大阪市の人権施策全般の方向を考える上で、基礎資料とさせていただきます。これまでも、平成17年度をはじめとして、平成22年度、今年度ということで、5年に1回、市民の意識調査を実施させていただきます。満20歳以上の市民を対象に、住民基本台帳データより無作為に2000人を抽出し、調査を行います。調査スケジュール、項目等について、大阪府と共同して行っている部分もございませるので、予定ということでご理解いただきたいと思います。

吉岡人権啓発・相談センター所長 人権啓発・相談センター所長の吉岡です。私からは、議題2-(4)人権啓発の取組みについて、(5)人権相談の取組みについてご説明をさせていただきます。

それでは、資料2-(4)-1に基づいて、人権啓発の取組みについて説明をさせていただきます。大阪市人権啓発・相談センターで実施している啓発事業についてですが、まず、1ページの地域密着型市民啓発事業ですが、地域に根差した啓発の担い手として活動していただいております人権啓発推進員、全市で現在863名を対象とした育成事業でございませ。平成27年度の取組み方向としては、PDCAサイクルの徹底を図り、より効果

的効率的な事業となるよう、昨年度、学識経験者、専門家を構成員とする効果検証会議において検証いただいた内容を反映したものとしています。1点目は、各種研修会の実施に当たっては、より効果的な研修内容となるよう全体研修の開催日程を4回から2回に、開催時間を昼だけの開催から、昼、夜の開催に変更し、それぞれ区役所事業との重複もあり、人権啓発推進員の方の負担感の軽減、また、昼間働いていらっしゃる方も参加できるように参加率の向上を狙いとして行っています。2点目は、人権啓発推進員の方々のモチベーションの向上等を図るため、今年9月に発行予定の人権情報誌「KOKOROねっと」において、人権啓発推進員制度や活動事例について紹介するとともに、ホームページ、フェイスブック等も活用し積極的に広報を行ってまいります。今年度の事業としましては、新しく就任された人権啓発推進員と昨年受講できなかった方々を対象とした養成研修を6月、7月に実施させていただきました。また、9月には全体研修として人権啓発推進員全員を対象に、特に今年度は戦後70年であることから、それに関連したテーマで研修を実施します。また、リーダー養成研修として、人権啓発推進員が地域活動に必要となる事業企画力等のスキルを高め、ファシリテート力の向上を目的とした研修を実施します。さらに、人権教材等を提供するなどの支援を行います。

次に2ページです。さまざまな媒体を活用して、市民に人権問題への理解を深めていただくため、市民啓発広報資料についてですが、利用者アンケートを参考にしながら、新たなジャンルを含め購入していきます。また、これまでのホームページでの広報に加え、人権情報誌「KOKOROねっと」を活用し、またフェイスブックも活用しながら、幅広い広報に努めることとしています。具体的な事業としましては、啓発資料作成・増刷及び啓発映像ソフトの購入として、人権啓発・相談センターにおいて業務実施しており、適宜、有効な資料等を購入し、配布、貸し出しを行っています。映像ソフトの貸し出しは、昨年度の利用実績として貸出し本数1113本、延べ6万307人の方に視聴いただいております。次に人権情報誌の発行としまして、「KOKOROねっと」ですが、方向性として若者層や地域レベルでの人権の取組みを掲載するなど、誌面内容の充実を図ることを考えております。また、ページ数を8ページから12ページへと増やししながら、セレッソ大阪との連携事業として発行部数の増刷を行うこととしております。事業としては年4回発行し、本市関係施設や地下鉄駅など、また、市内中高校へ配架する予定です。また、随時ホームページ、フェイスブック等も活用し、人権に関する情報等を提供しています。

続きまして、3ページの市民に人権を学ぶ機会を提供することを目的とした参加・参画型事業についてですが、人権に関する作品募集事業の取組み方法としましては、これまでのポスター等のデザイン、キャッチコピーの募集から、キャッチコピーに絞って募集することとしています。また、これまでのポスター等のデザインやフォトなどの優秀作品を融合させてポスター化等を図りながら活用を図ることとしています。とりわけ、人権への関心が低いと言われている若年層を対象に、作品の創作活動を通じて、人権意識の醸成を図

ることを目的に実施を考えています。また、人権の花運動とセレッソ大阪との連携・協力事業については、大阪市、大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会で構成する人権啓発活動大阪地域ネットワーク協議会連携事業として実施をしまして、全国一斉に国の基本方針に沿って実施をしております。人権の花運動につきましては、市内25の小学校にチューリップの球根等を配付し、それを育てていくことを通じて人権意識の醸成を図るものです。また、セレッソ大阪との連携・協力事業については、ホームゲーム19試合では、電光掲示板に選手による「いじめNO!」メッセージを放映し、また、年間2試合では人権啓発イベントを実施し、啓発物品を配布するなど事業を展開し、12月には小学生を対象とした事業を予定しております。

次に4ページです。企業啓発推進事業については、市内の企業、事業者等を対象に人権研修への支援を行う事業でございます。取組みの方向としましては、より効果的な研修内容となるようテーマや講師の選定を行うとともに、参加者の拡大につなげることであります。事業としましては、「人権啓発講座(入門編)」は、若年層従業員を対象にした講座を年2回、「労務・人権啓発講座」は労務・人事担当の管理者層を対象にした講座を年2回、「経営層人権啓発講座」は事業主・経営者層を対象にした講座。特に本年は戦後70年であることから、それに関連したテーマ、平和と人権で講座を年1回予定しております。また、「ブロック別研修」については、市内を5つのブロックに分け、ブロック単位で人権課題、テーマを設定の上、実施する予定です。

最後に、「効果検証会議」ですが、冒頭説明をさせていただきましたが、外部の専門家に参画いただきまして、当センターで全市的に実施している人権啓発事業及び相談事業を対象として、PDCAの観点から啓発手法や事業内容等について、事業効果、課題、改善点の抽出など事業評価を行うものであり、次年度の事業内容等に反映していくものです。

次に、資料2-(4)-2今年度の各区における人権啓発事業の予定をまとめたものです。特徴的には、5月の憲法週間、12月の人権週間、1月成人の日などの節目、また、区民まつりを活用しながら、ほぼ年間を通じて各区でさまざまな啓発事業を取組む予定となっております。事業手法も、講演会、街頭啓発、映画会や研修会、セミナーなど集客性を高めるために色々な工夫をしながら、各区、各地域の特性に応じて実施をいただいております。例えば、北区、中央区、生野区、城東区、鶴見区では戦後70年記念事業に関する啓発イベント、また、淀川区、阿倍野区ではLGBTにかかる啓発事業に取り組んでいます。時間の関係で詳細な説明は割愛をさせていただきます。

続きまして、資料2-(5)-1人権相談の取組みについて説明をさせていただきます。

1.人権相談事業についてですが、事業の目的は、人権相談を通じて人権侵害の早期発見及び実態把握に努めるとともに、人権相談事業の充実・強化や他機関との連携強化を深めて、人権侵害に対する実効性のある救済につなげることです。相談事業は平成22年4月から、事業委託により専門相談員を配置して実施しており、平日昼間だけでなく、平日の

夜間や土曜日、日曜日、祝日にも窓口対応を行っているほか、区役所への出張相談や弁護士相談、さらに他の専門相談機関と連携して、解決、支援等に当たるなど、より相談者のニーズに応じた相談体制としております。相談機関との連携については、担当職員による人権相談を実施している各区役所とは、毎月定例に人権相談担当者会を開催し、ケーススタディ、情報提供等を行うとともに、実際の相談内容に応じて、解決に向けたケース検討会議を随時開催しています。さらに、他の専門相談機関とスムーズに連携できるようネットワーク体制を構築しています。

次に、平成27年度における取組みについてですが、今後、一層複雑多様化していく人権相談に対応し、実効性ある人権侵害の早期発見・救済を進めていくために、センターの相談窓口の認知度向上と、市民に身近な区役所における人権相談機能の充実及び専門相談機関とのネットワークの充実に向けて取り組んでいきます。相談窓口の認知度向上に向けた取組みとしては、新規に周知用ポスターを作成し掲示するほか、パンフレットの配布先の充実、市や府のホームページ、人権情報誌や各区広報紙などの媒体を活用した広報、周知の充実に努めていきます。区役所における相談機能の充実に向けた継続的な取組みとしては、ケーススタディの事例研究内容の充実や、ケース検討会議を通じた職員の資質向上、マニュアルの改訂、事例集等の作成、専門相談員による研修、指導、助言などを行っていきます。専門相談機関とのネットワークの充実に向けた取組みとしては、関係会議の開催による体制の連携強化、相談案件を通じたNPO団体との連携の拡充を図っていきます。

続いて、平成26年度における相談実績についてですが、電話面談等により相談があった実相談件数は4658件と平成24年度から増加傾向にあります。ただ、相談内容を課題別に分けた課題別件数では9927件で、平成24年、25年度とは、ほとんど変わりがありません。全体として、1件の相談において複数の課題にまたがる相談が少なくなっている傾向にあるのではないかと考えられます。主な課題別相談内容は平成26年度においては、障がい者に関する課題2809件、生活に関する課題1511件となっており、以下は次の資料2-(5)-2にあるとおり、労働、家族、医療、外国人、高齢者、子ども、同和問題に関する課題と続いております。相談の解決、支援等に向けて、他機関と連携した件数は平成26年度は1610件であり、この内、大阪市こころの健康センターやクレオ大阪など大阪市の関係機関との連携が465件と最も多く、ついで、区役所が244件、弁護士会が204件、NPO団体が109件となっております。詳細については、資料2-(5)-2の裏面をご参照いただければと思います。

平成26年度は、他機関との連携をしない相談が多かったために、平成25年度に比べて連携した件数は減少しておりますが、連携し得る機関数については、平成26年度、新たに44機関増加し累計で97機関となり、連携の拡充に向けた取組みは進んでいると感じています。課題別相談内容の主な特徴、年度による推移を見ても、まず、課題別相談内容では、障がい者に関する課題が平成25年度と同様に全体の約4分の1を超えて

おり、障害者差別解消法が平成25年6月に制定されたことに伴い、障がい者の方の課題意識が高まったことが主な要因ではないかと考えております。女性に関する課題については、平成23年8月に配偶者暴力相談支援センターが設置されたことに伴い減少傾向にありましたが、昨年度は数名の相談者から繰り返し相談があったことから少し件数が増加をしています。高齢者に関する課題が急激に減少している理由としては、各区の地域包括支援センターの認知度が高まった結果、直接、地域包括支援センターに相談を持ちかけるケースが増加しているためと考えています。

柴田多文化共生担当課長 続きまして、(6)多文化共生の取組みについて説明させていただきます。多文化共生担当課長の柴田です。

本市では、昨年度より外国籍住民施策を多文化共生施策と名称を改めて実施しています。資料2-(6)において、その概要を説明します。平成26年12月末現在、本市には132カ国、11万6859人の外国人住民が在住しており、住民基本台帳に占める割合が約4.4%と、政令指定都市の中で最も高い比率となっております。資料2-(6)-3にその内訳を示しております。まずは、裏面で国籍別人数、韓国・朝鮮の方が約6割、中国の方が約25%、以下ベトナム、フィリピン、米国の順で続いております。また、各区における外国人住民の比率も、最多の生野区の20%強から、1%台の区が福島、大正、鶴見の3区と、区による人数の比率に開きがございます。また、国籍別でまいりますと、生野区では韓国・朝鮮の方が約90%、西淀川区ではブラジルやペルーの方が他区と比べて多く、また、中央区や浪速区では多様な国籍の方が多く居住しているなど、区や地域により特色がございます。この外国人住民と合わせて、現在の国籍を問わず外国にルーツを持つ人々を総称し地域社会とともに構成する「外国籍住民」として位置づけ、「外国籍住民の人権の尊重」、「多文化共生社会の実現」、「地域社会への参加」を柱とする『外国籍住民施策基本指針』に基づく施策を全庁的に進めています。同時に、多文化共生の推進は国や国を超えるレベルの課題もございますが、その大部分は地域社会での日常生活において、より具体的にあらわれることから、全市共通の取組みと合わせまして、各区での取り組み、特に住民に最も身近な区における取組みが重要であります。一部を資料2-(6)-2に掲載しておりますが、こうした各区の特性を踏まえた取組みを引き続き促進していくことが重要と考えております。

資料2-(6)-1に今年度の取組みの柱立てを示しております。まず、外国籍住民の情報へのアクセスや地域参加をめぐる現状として、資料の左上にございますように、施設の表記や各種の書類等に日本語以外の表記が少なく、コミュニケーションがとりにくいであるとか、多言語や、やさしい日本語での情報があっても、その存在が十分に知られていないなどにより必要な情報が的確には届いていない。地域住民との付き合いや地域活動への参加のきっかけがないと。それから、言語や習慣の違うことにより近づきにくいなど、外国籍住民に対するマイナスイメージを持つ地域住民もおられると。こういったことなど

が、この間の各種調査等の結果からあらわれています。

そこから、課題として左下に、まず必要な行政サービスやさまざまな社会資源を利用できるようにするための前提として情報へのアクセスをしっかりと確保すること、2つ目に多文化共生についての市民の理解を進める学習機会の提供とともに、外国籍住民自身もみずからの文化等を発信して、市民との相互理解を広げるといった理解促進の取組み。3つ目に日常的な交流と情報交換の場を作ることを通した「情報へのアクセス」と「相互理解」の促進という先ほどの2つの課題の両方にまたがる取組みと。最後に、これらの課題解消に向けた取組みを進める上で、区や地域での多文化共生の施策、事業への支援を充実するとともに、各施策、事業に多文化共生の視点を取り入れる必要性やその効果等についての職員の理解をより促進する必要があると考えています。

そこで、今年度の具体的な取組みとして、まず、「情報へのアクセス」では、「大阪市の多言語資料一覧」、既存の物がございますが、それを更新するとともに、「やさしい日本語による施設案内のポイント集」の作成など、「やさしい日本語による情報発信一覧」による情報をより充実するとともに、ホームページやフェイスブックなどによる情報発信を強化し、各区や地域等での多文化共生の取組み等を積極的に発信してまいります。2つ目に、多文化共生に関する理解をより広めていくために、ワークショップや街歩き、施設連携などさまざまな手法によるこれまでの取組みに加えて、国際交流センターと連携しての地域イベントとの協働やNPO等との協働によるセミナーなど、多様なパートナーシップによる取組みを実施するとともに、今後、各区で取り組む場合のモデル的事業として企画、実施のノウハウのストック化を進めてまいります。3つ目に、何よりも外国籍住民の方々自身が地域社会の構成員として安心して暮らし、まちづくりの担い手になっていくきっかけとなる日常的な交流と情報交換の場作りを進めてまいります。外国籍住民のネットワークを持つキーパーソンや、地域の識字や日本語教室の関係者の方に、外国籍住民と行政や地域住民との間の橋渡し役を担う市民ボランティアになっていただき、効果的な情報提供やニーズ把握、地域の状況に応じた多文化共生のまちづくりの取組みなどを進める事業として、「多文化共生仕掛け人事業」を実施いたします。合わせて、地域に住む外国籍住民自身が主役となって文化や情報を発信するイベントを、区や地域で行う「多文化共生地域協働サポート事業」を、これまでの取組みを継承・発展させつつ拡充してまいります。

最後に、区等への支援方策として、区職員の参加のもと、多文化共生に関する有識者からの意見聴取を対話型で実施し、区現場での実践につなげるご意見をいただき、それらをもとに区と協力して事業を実施し、その成果をフィードバックして各区でのノウハウの共有を目指します。窓口の実務担当者研修では、外国籍住民、区役所窓口、国際交流センターの通訳による3者通訳機能であるトリオフォンの使用法と合わせて、区での先進事例や有識者からのアドバイスを紹介するなど、実践につながる研修の充実を図ります。また、庁内ホームページにおける職員向け情報提供を充実し、多文化共生に関する基礎データや

取組みに役立つ情報を順次発信して、多文化共生施策推進を支援する情報のストック化を進めてまいります。以上の取組みを通して、大阪で住み、働く外国籍住民の方と生き生きとまちづくりに参加できるまちを目指していきたいと考えております。

村木委員 先に意見を述べさせていただいてよろしいでしょうか。

川崎会長 はいどうぞ。

村木委員 5つありまして、幾つかは提言となります。

まず、各区役所などでの取組み内容ですが結構重複しているところがあるのかなど。似たような取組みをするのであれば、各区が連携してやったほうが効率的ではないかと思えます。

あと、フェイスブックでの市民局からの情報発信ですが、先ほど見させていただきましたと、それをフォローしているのが八百数十人ということで、もう少し拡散力を増やす取組みが必要ではないかと思えます。我々の団体のフェイスブックでも2千人以上フォローしていますので、もう少し需要があるのではないかなどと思えます。その一案として、例えば、こういった区役所でこういう取組みをしていますというのをしっかり写真の情報として流すとか、そういったことがシェアしやすい情報発信をしていただきたいということがお願いです。

あと、アンケート調査、市民向けにされるということですので素晴らしい取組みかと思えます。法務省の人権啓発の取組みの強調事項が17項目あると認識しています。それに対して、こちらの取組み事項、例えば、性的少数者が抜けているとかあるのですが、少なくとも、この法務省でやっている取組みの内容はしっかりアンケートに入れていただきたいというのがお願いです。市役所からの情報発信として、こういったイラストがたくさんありますよね。これも十分配慮されたイラストで、外国籍住民とか車椅子の方が入っている、すばらしいと思うのですが、例えばシングルマザーとか同性カップルとかは、これではわからないですよね。できるだけ多様な人物を配置するような配慮をお願いしたいということと、各区でそういうのを作るのは大変だと思いますので、ぜひどこかでそういったイラスト集、フリーで使えるような素材を作って、各区で使えるようにしていただきたい。そうでないとやっぱり、お父さん、お母さん、子どもみたいな典型的なイメージしか発信できなくなってしまいますので、共有できるような素材づくりをぜひお願いしたい。私、さまざまところからLGBTに関する人権パネル展をしたいとの要望があって、その素材をくださいというお願いが、大阪市だけではなくて全国からあるのですが、それであれば各区で使えるようなものを市として作っていただければいいのではないかと思います。

あと、もう1点。セレッソ大阪のスタジアムでの取組みは素晴らしいと思いますが、スタジアムはやっぱり人権侵害が起こりやすいところでもあると思います。ジャパニーズオンリーの垂れ幕の事件とかありましたね。そこでこそ、やっぱりヘイトスピーチに関する取組みですとか。また失敗した選手に対して、LGBTに例えたやじも非常に多いです。

なので、国際的にはサッカーのスタジアムでの差別禁止の取組みですとか、しっかりやっているところは多いんですね。F I F Aの中でも宣言にあると思います。F I F Aの人権擁護規程にたくさんの項目があるんですね。ぜひそれについても取組んでいただきたい。例えば、選手を使ったメッセージビデオを作るのであれば、スタジアムだけではなくて、ユーチューブで是非、全国的に公開するようにしていただきたい。

たくさん申し上げましたが、私から以上になります。

川崎会長 ありがとうございます。事務局のほう、よろしいでしょうか。

平澤室長 ご意見いただきましてありがとうございます。1点目、各区の取組みに重複するものについて連携ということですが、現在でも4つの区合同で人権展をやったといった事例もございますので、こういうふうに見えるものはということで、またこの辺は進めていきたいと考えています。フェイスブックの点については、ご指導いただきましたような写真の情報を増やすといった形で、拡散力を増やす努力はしてまいりたいと考えています。アンケート調査については、いただきました意見を踏まえまして、今後、大阪府とも調整を進めてまいりたいと考えています。あと、イラスト集については、予算の制約もございまして、どこまでできるかというのがございますけれども、できる範囲で、この辺の検討だけはさせていただきたいと考えています。あと、セレッソ大阪の事業については、今、法務局とも連携して進めておりまして、こちらもいただきましたようなご意見を踏まえて、また法務局とも色々お話をさせていただきまして、できるだけ多くの方にメッセージが伝わるような形で進めていきたいと考えております。

川崎会長 ほかにご意見ご質問ありましたら。

村木委員 確認ですが、このアンケートの項目というのは事前に確認させていただけるものなんでしょうか。我々この場で見れたりするのでしょうか。項目案というか。

篠中課長 アンケートとは市民意識調査の関係ですね。今、手元でございますのは5年前のもの、22年度の分はございます。27年度分につきましては、今その内容につきまして大阪府と検討を開始しているところで、経年変化を見ていくために残していかなければならない問題、あるいは新たな人権課題、村木委員がおっしゃっている課題をどうしていくかというところは、今進行中でございます。できましたらどこかの時点で、審議会の開催といいますと、来年の恐らくは2月ごろになってしまうと思いますので、何らかの機会でもたお知らせできるような工夫を考えていきたいなと思います。

村木委員 ぜひお願いいたします。

川崎会長 たくさんございましたが、ほかにもご意見ご質問ありましたらどうぞ。

大前委員 「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みで、先ほど村木委員からお話ありまし各区の連携もそうですが、各区で独自のいろいろな取組みをされているかと思うんですけど、この中でこれは全市的に取組むべきじゃないかとか、例えば淀川区でしたら、それこそLGBTに力を入れてやっておられるかと思ひますし、東淀川区の例え

わかりやすい庁内案内で、これが全市的に有効であると考えられるものについては、全市的に取組んでいくとか。例えば、前回の事例のときにも、最近、我々も色覚障害の方の支援の団体さんと一緒に活動させていただくことが多いのですが、色覚障害の人にわかりやすい庁内案内をどこかの区で先進的に取組まれたときに、これは全市的にやっていくべきではないかというようなものがあれば、ぜひやっていただきたいなど。それ以外にも24区でそういうのがあればぜひやっていただきたいと感じているのですが、市としてどのようなご意向があるのかなど教えていただけたらと思います。

篠中課長 「人権の視点！100！」については、秋に各局、区集まっていたき、情報共有をする場を作っておりますので、その場で単に資料として提示するというのではなくて、取組みの中での特徴とか課題など情報共有して、課題を見出させていただくというふうな工夫もしながら取組んでまいりたいと思います。

村木委員 ぜひ各区に広げたいと思うことの1つがトイレの表示です。トランスジェンダーの方もトイレを使いやすくするように、実は淀川区、阿倍野区でしたか、2つくらいの区がもう対応しているんです。表示をちょっと貼紙するだけですので、ぜひそこは、やはり多様な市民の方がいらっしゃる場所ですので、公共機関でのトイレ表示は徹底していただきたいと思います。

平澤室長 先ほどの村木委員からのご質問で、1点申し忘れたものがございまして、スタジアムでのヘイトスピーチの関係でございまして、スタジアムで現在もスポットのCMを流すという取組みもやっていますということも申しあげたいと思います。

川崎会長 ほかにご意見ありますでしょうか。

森委員 私は幾つかあるのですが、先ほどの「人権の視点！100！」というのは、割合穏やかなものが多いなという印象がありまして、個人的な問題意識で言いますと、今、世の中でというか、マスコミで話題になっている人権課題というのは、障害者差別解消法関係のこととか、ヘイトスピーチとか、個人情報保護とか、LGBTとかSOGI（性的指向と性自認）と呼ばれる性的マイノリティにかかわることが特に話題になっていると思うのです。そういうことが、この視点100の中でそんなに出てないという印象がすごくありまして、これは視点100だけでなく全般について感じていることですが、その辺はどうなのかなと思っています。例えば、大阪教育大学では、障害者差別解消法関係でかなりいろいろなことをやっているんですね。基盤整備ということで、障がい学生修学支援ルームというのを設けて、そこに学生が登録して、そこが中心になって学内の基盤整備を推進するというようなことをやっていますし、建物、これは大学が遅れているんですけど、エレベーターを付けるとかいうようなのを徹底してやったり、先ほどあったトイレのこともそうですし、かなりいろいろなことをやっています。授業に障がいがある学生がいたら、必ず2人ぐらいサポートの学生をつけて、そのための謝金を出すとか、いろいろなことを結構やっているもので、それは全て障害者差別解消法の施行に向けてやっ

ているんだというのがあるものですから、その割には出てくるのが少ないなと感じています。この100だけではなく、その辺りどうなのかと思いました。

それから、同じようなことは、資料2-(5)-2の相談の項目の中に、平成26年度における相談実績の分類項目の中に、先ほどの話にもありましたが、例えばLGBTやSOGIや性的マイノリティにかかわる項目は設定されてないですよ。それは項目が少ないからかもしれませんが。あるいは、その他の中にインターネットのことが出てきていますけれども、これなんかも今だったら、独自の項目を立ててもいいのではないかなとか思います。例えば、その他結構、件数あるんですけども、この中でインターネットが占める比率はどれぐらいなのかと思いながら拝見していました。

今のが大きなところで、あとは、一つは日本語や識字について、多文化共生という施策の、これ担当部局でやっているものに限って報告いただいているのか、その辺りがよくわからないのですが、個人的にはといたしますか、大阪市がやっている事業の中でも、外国人とのかかわりが深く、そこから市民の中の日本国籍、外国籍の人たちの交流やつながりが広がっていく可能性を含むものとして識字・日本語学習というのはあると思うのです。大阪市の場合は在日韓国・朝鮮人の方が6割を占めるということですから、識字問題というのも多文化共生の施策の中に十分位置づくものだと認識しているのですが、そうすると、例えば生涯学習の部門でやっていることとかも、もっとこの中に出てきてもいいのではないかとも思いました。

それから、人権の花運動というのがありますね。法務局には法務局の位置づけがあると思うんですけども、大阪市として花を植えたら人権が促進されるという理屈づけはどうされているのかというのは伺いたいです。学校的に言うと、緑化運動の一環でこれは非常にやりやすいと思うんですけども、花を植えることと人権を育むというのはどういう関連なのかというのが質問の一つです。

それから、PDCAサイクルを強化してというのがあったのですが、PDCAサイクルというのは悪くすると念仏みたいなもので終わって、結局あんまり意味がないということもあるなと日々感じているものですから、PDCAサイクルを強化するという時に何を具体的に強化しているのかというのを伺えるといいなというふうなことを思いました。

川崎会長 たくさんございますが、事務局、お答えできますか。

平澤室長 視点の関係で、穏やかな物が多いというご指摘いただいておりますけれども、各区、局で具体的に取るものということで取り組んでいただいております。色々ご指摘ありましたが、新しい人権課題につきましても、私どものほうから情報提供しつつ、各所属において取り組める取組みには、ぜひ積極的に新しいものにも取り組んでいただきたいといったことは周知してまいりたいと考えています。

森委員 口を挟んで恐縮ですが、その際に、私が特に思うのは、障害者差別解消法関係の取組みは行政にはすごく求められている気がするのです。その割にはここに出てきて

ないなという印象があって、そういう趣旨が強いです。

平澤室長 障がい者の関係につきましては、所管しております福祉局とも連携をいたしまして、そういった情報提供も合わせて進めていきたいと考えております。

吉岡所長 相談の分類の枠組みですけれども、これはまだ変更してないというのがありまして、この枠組みにつきましては平成14年だったと思うのですが、人権擁護法案が策定されるという時期に、人権相談の人権侵害の枠組みをその法案のときに策定したわけです。この部分はこうだということで、それを今利用させていただいて、そこで、分類をさせていただいております。今、森委員が言っていただきましたように、工夫はしていかなければならないと思っておりますので、ご意見としていただいて、また事務局で考えさせていただきたいと思っております。

森委員 10年以上前ということですよ。

吉岡所長 そうだったと思うのです、人権擁護法案の策定時です。これはちょっと、実現はされてないですけど。それとインターネットの件数ですが、今日、数をきちっとしたことが言えないので、また後日、お伝えしたいと思えます。

柴田課長 識字、日本語教室ですけれども、この件については、本当に森委員にいろいろとご指導いただきたいと思っております。もちろん教育委員会の所管の識字、日本語教室との連携は当然、前提ですが、まず、社会教育施設のさまざまな場所、それから小学校を活用した生涯学習ルーム、そして市民交流センターの識字教室、それから、その他生涯学習関連施設でクレオや国際交流センターなどの学習施設での取組み、合わせて民間で自主的な識字、日本語教室も取り組まれており、いろいろと把握はしながら、関与の度合いはそれぞれさまざまですけれども、連携を図っております。教育委員会が実施する識字、日本語教室のボランティアの皆さんのステップアップ研修などを、明日もあるのですけれども共催という形で連携しています。

吉岡所長 人権の花運動ですが、国から補助金をいただいております。先ほども説明させていただきましたのですが、人権啓発活動地域ネットワーク協議会というもので、動かしていただかしているものです。花を植えるだけではなく、学校に行きまして、その地域に人権擁護委員さんが、町にはこういう人がいるので、困ったことはいつでも相談しにおいてよという、身近に小さい頃から人権感覚をつかんでもらう、また、地元で何かがあったらすぐ伝えてねというような形で、花を一つの機会に使っているものだと思いますので、我々もこの活動には共感をしながら参画をしていきたいと思っております。

平澤室長 P D C Aサイクルのご質問、人権啓発相談のところだろうかと思えますけど、効果検証会議ということで、例えば平成26年度の事業の進め方について、例えば、こういった点を工夫してより、広報すべきではないかとか、情報提供すべきではないかといったあたりの視点をご指摘いただきまして、次年度の事業に生かしていくという形で取り組んでおるところでございます。例えば、人権啓発雑誌や広報紙なども、例えば1ページ目で

すね、そのあたりは、写真を活用するといった形でアイキャッチをひくような構成にする方がよいとそういったご指摘を受けて、P D C Aサイクルをまわして、より事業の充実を目指していくという形で取り組んでいるところでございます。

川崎会長 森委員、答にはなっているでしょうか。

森委員 はい。

川崎会長 他にご意見ございましたら。

西田委員 いくつか気づいた点ですが、今話題になっている資料2 - (5) - 2の相談実績の変化ですけれども、一貫して上がっている中で気になるのは生活の部分で、やはり、貧困問題がどんどん深刻化している現れなのかなという印象なんです。その他の中のサラ金、ホームレスなど書いていますが、それらも含めると、相当もしかしたら、もっと激しい上がり方になっているのかもしれないなど。何かその関連の情報があれば教えていただきたいと思いますし、生活のこの項目の相談を、恐らく福祉のセクションにつなげているだろうと思いますが、改めて福祉のセクションの活動とこの人権の取組みというのは、どのようにリンクしていけばいいのかなというのが、障害者差別解消法の話も出ましたけれども、今後どういうふうを考えていくのが一番生産的なのかと、1つの考えどころではないかという印象を持ちました。それから、外国籍の住民の方の情報が大変興味深くて、私は認識不足ですね、ニューカマーの外国人問題というのは、大阪あたりでは、あまり表面化していないのではないかと勝手に思ったのですが、これを見ていくと、北関東で起きていることと東京のど真ん中で起きていることが、大阪市内で同時に起きているんだと、全国の縮図としての大阪市の外国人問題ということをお教えされたデータでした。例えば、浪速区が結構多くて、しかも増えている。また、その他の方が大変多いですね、その他という区切り方では実は重要なところが見えてこないのではないかという印象もあります。この外国人住民に関する分析がきちんとなされているのかどうか、別のセクションできちんと把握されているのであればそれでいいのですけれども、課題の現れがきちんと把握されているのかなというあたり、ちょっと気になりましたので、何か情報があれば教えていただきたいと思いました。

森委員 貧困率ですけど、2007年の都道府県別貧困率という数字は見たことがあります。大阪府は沖縄、鹿児島、高知に次いで高いところから4番目という数字だったのです。この市町村別の貧困率ってあるのですか、もしあるなら教えていただけるとありがたいです。

西田委員 市の中での多様性、外国人問題について指摘しましたけども、貧困問題も恐らく相当、区毎に違っていて貧困率は出なくても、例えば、就学援助率は恐らくすぐに集計可能ですよね。貧困率に代替する指標と考えていいと思いますし、そのあたりは福祉等のセクションでは突っ込んだ把握というのは難しいのかもしれないという印象もありまして、例えば、人権のセクションで貧困問題を重要な生活課題、人権課題としてとりあげて、

区毎の貧困実態はどうかという問題の把握と提起は実は重要な課題かなと思いました。

川崎会長 事務局どうでしょうか。

吉岡所長 人権相談の中で生活に関する部分ですが、貧困や生活保護の部分で、どれだけの相談があったかといいますと、昨年度は1,511件の内、貧困、生活保護については567件となっております。ただいま委員の方々がおっしゃったように貧困問題に目を向けてどうしていくのかについては、今現在、それはまず相談なので、その方を受けて、人権侵害を受けていないか、どの窓口がいいのかと判断をして、相談者の方がどういう道を歩んでいくのかという道筋を立てていくのが、まずは人権相談窓口ではないかと思っております。それで、非常にひどい問題であれば、相談者に同行をして、弁護士相談であったり団体のところに行ったりする場合もございます。それと、貧困問題ということですが、先ほどの人権啓発推進員の研修で今回、こどもの貧困も非常に大きな社会問題ということで、地元で活動していただいている人権啓発推進員の方には、きちっと知っていただきたいという部分もあって、こどもの貧困問題をテーマに研修をさせていただいております。貧困率は、相談窓口では拾い切れていないです。

森委員 それはそうでしょうか。

吉村理事 生活困窮者、貧困の関係でございますけれども、ご承知の通り、この4月から生活困窮者自立支援法が施行されまして、現在、福祉局を中心に制度の運用を行ってきております。各区のほうにも総合相談窓口を配置いたしまして、そういう生活困窮者の方々を広く対象として相談にのって適切な支援につなげているということで始まっているところでございます。福祉局におきましては、公表はしていないかも知れませんが、市全体でどのぐらいの生活困窮者、対象者がいるのかとか、各区でもどのぐらい存在するのかというベースの数字はつかんでいると思います。ただ、貧困率ということで公表の数字ではなからうかと思えます。そういうことで、市民局といたしましても、人権にかかわる部分も出てきますので、福祉局とも十分連携して、相談窓口に関しましては互いに連携してつなぐような形で取り組みを進めていきたいと考えております。

柴田課長 外国籍住民の分析についてですが、まず、その他が3%でございますが、最初に申しあげましたように、本市には132カ国の方が現に在住しておられるということでありまして、その詳細の数字は都市計画部門で把握をし、ひと桁単位まで資料としてはございます。あと、大阪が全国の縮図とのご指摘はまさにその通りだと思えます。1つにはもともと歴史的経過をもつ韓国・朝鮮の方の比率の高さ、大阪市が以前から人権の視点で取り組みを進めて参りましたが、全国的に外国籍住民や多文化共生が政策課題になってくるのは、90年代以降のいわゆるニューカマーの皆さんが来られるようになってからという流れがございます。で、大阪も当然、そのニューカマーの方の比率もかなり高いこととなります。ですので、全国の縮図があらわれているというのはまさにその通りだと思えます。大阪の中でも、先ほど申しましたように生野区の特色や、浪速区とおっしゃいました

が、浪速区や中央区は非常に多国籍と中心部の多国籍化が進んでおります。そして、西淀川区はブラジル、ペルーの方というふうに、いわゆる90年代以降の新しい人の入国管理施策の元での動向がストレートに出ているところだと思いますし、そういった点で全国の各自治体でそれぞれ特色のあるものが、大阪の場合は非常にまたがって複数あらわれているところがございます。そのあたりまでは把握しているのですが、そこから先はまず、これまでの多言語の対応などにつきましても人数の多い方からという形になっておりまして、あわせてやさしい日本語の活用ということを進めて行っているところでございます。

川崎会長 他にご質問ご意見ございましたら。

森委員 相談実績にかかわるところ、資料でいうと2-(5)-2に注目の一つがいつていると思うのですが、この中で、気になるもう1つの点は、例えば、下から5つ目くらいですかね、外国人というのがありまして、外国人の方からの相談件数はかなり少ないですね。それから、下から2つ目の同和問題関係の相談件数もかなり少ない数字が出ていますよね。この相談件数で、相談実績で見る問題の見え方と実際に起こっている問題の状況とは違っている面もあろうかと思っていまして、その辺りは市としてはどう受けとめておられるのかを伺いたいのですけれども。

吉岡所長 これは人権相談窓口に来て、相談員がお話を聞いて、実際、外国籍の方がこられて不当な取扱いをされている、また、障がいをお持ちの方であれば、障がいのところにも入りますし、外国人のところにも相談件数が入ってくるというわけなんですけど、ただこの部分につきましては、実際の相談件数という形になっています。

森委員 そのことは良くわかっているつもりではいるのです。市としては相談件数はこうだから、もう外国人あんまり大した問題じゃないですねとか、同和問題って大したことないですねという捉え方なんですかという質問なのですが。

平澤室長 そういった捉え方ではもちろんございません。当然、外国人の相談件数、少ないことはございますけれども、実際、ヘイトスピーチで非常に問題になったということで取組みもしておりますし、同和問題につきましても、差別的な落書きなり、起きればきっちり対応するということには進めてまいっております。それはもちろん、件数だけで物事を認識すると、実態と相談件数が全て比例すると、そういった短絡的なことは考えておりません。そのようにご了解いただきたいと思えます。

森委員 一歩進んで、では、こういう捉え方をしたときにはこんな風に問題は見えていきますという、もう1つ別な観点で、今日、いただいた資料の中では、唯一かな、問題状況について数字的に示された資料だと思うのですね。数量的に示す必要は必ずしもないと思うんですけれども、端的に、大阪市内で発生している人権課題というのを、相談件数とは別の角度から見たときの全体像みたいなのがあるといいなということなんですけど、それはどうなんですか。

平澤室長 本来は今日も説明で使わせていただきましたように、人権が尊重されるまち

指標、この中にある人権課題を取り上げまして、それぞれに関する指標のパーセンテージですといった形で進めていますので、こういったもので、大阪市として人権課題に対しての取組み、もちろんここに載っていない課題につきましても適宜、適切に対応してまいりたいというようには考えています。審議会のほうでいただきましたご意見でありますとか、新たな人権課題に対する提起、提案そういったものも踏まえて今後検討してまいりたいと思っています。

川崎会長 では、次の議事を進めさせていただきます。議題3のその他報告事項につきまして、これも一括して事務局より報告をお願いします。

吉岡所長 人権啓発・相談センター所長の吉岡です。資料3-(1)に基づいて、4月の中旬から発生しております連続差別事象についてご報告をさせていただきます。4月の中旬から同和問題に関して露骨な差別表現が記載された文書が、大阪市をはじめ府内のいくつかの市において広域的、連続的に配布をされています。これは極めて悪質な事象でございます。市内では本市施設や事務所等に送付されるとともに、複数区にわたって市営住宅の集合ポストにも直接投函をされています。基本として、A4版1枚の文書が大阪市内では7箇所へ送付され、市営住宅25棟の集合ポストに3つに折られて投函されていまして、市外においては、同じく10箇所、公営住宅の集合ポスト等に投函をされているということになっています。その他の方法として車のワイパーのところに、直接、紙を置くなどを行っている箇所が2箇所ございます。今のところ、5月25日に大阪市の市営住宅で投函された件を最後に発生はしていません。本市の対応として、すぐに全所属に当該事象を説明し、連絡・対応体制を設置するとともに、5月29日に市民の方へのメッセージを市のホームページに掲載をしています。メッセージにおきましては、市民の皆様方に誤った認識や偏見を植えつけ、差別意識をあおるような差別文書を広く配布する行為については断じて許すことはできないとの市の認識を示したうえで、差別文書を発見されたときには速やかに区役所もしくは人権啓発・相談センターに通報をいただくようお願いしている内容になっています。

柿木共生社会づくり支援担当課長 共生社会づくり支援担当課長の柿木と申します。資料3-(2)第4回大阪市同和問題に関する有識者会議について報告させていただきます。同和問題に関する課題の解決に向け、幅広い方々からご意見をいただくことを目的に設置しております有識者会議は、年2回程度開催し、その概要をこの審議会において報告させていただいています。平成27年3月18日(水)に開催されました第4回の有識者会議について説明させていただきます。

議題は4つありまして、1つ目は、大阪市における人権相談事業について人権・啓発相談センターからの事業内容、相談事例を含めた説明を行っております。委員の方々からは相談事例から感じた感想や検討課題などの意見をいただいています。

2つ目は住民票の写し等の交付に係わる本人通知制度についてでございます。平成27

年2月2日に開始されました登録型本人通知制度について概要を説明し、委員から今後の周知方法及び啓発についてご意見をいただいたところです。登録型本人通知制度とは住民票の写しなどが第三者に取得された事実を、事前に登録が必要ですが本人に通知することで、不正な請求を未然に防ぐとともに市民の皆さんの人権やプライバシーを守ることを目的として実施されております。大阪府下全域で実施されているということでございます。

3つ目は、「国勢調査を活用した実態調査」についてですけれども、大阪府が平成26年度に実施されました「国勢調査を活用した実態把握報告書」に基づき、この調査に関わってこられました西田委員よりご報告をいただいております。今回この調査は、旧の同和対策事業対象地域と地域外での生活に困難を抱えた人達の実態を把握するために、都市計画区分を活用し、対象地域と対象地域に隣接する地域、また対象地域と同様の課題がある地域(基準該当地域)の特徴を比較したとの報告を受けたところでございます。委員の方々からは大阪府のこういう調査に基づいて、高齢者世帯、ひとり親世帯の比率や学歴と就労実態、女性の労働率について意見をいただいたところです。

4つ目はその他として、ヘイトスピーチについて、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例案要綱案の概要について説明を行い、委員の方々から本市のとるべき措置等に関するご意見等をいただいたところです。

川崎会長 ただいま報告がありました2点につきましてご意見ご質問等でございますでしょうか。

森委員 別の箇所で質問しようとしていたことですが、市民交流センターの廃館が来年3月に控えているタイミングだと思うのですが、結構、重要なことだと思っています。先ほどの識字、日本語学習でも話に出ましたが、識字、日本語学習の場として結構活用されてきた、それがなくなるということで、学んで来られた方達は、悪くすれば行き場を失うということにもなりかねない事態を迎えていると思うのです。このあたりは、有識者会議では議論されなかったのかという質問と、それとは独自なこととして、大阪市として市民交流センター、今、識字の話でいいましたが、それ以外の面でも人権促進という観点ではかなり重要な役割を果たしてきたと思うのですね。それが、廃館ということになったために大幅に取組みが低下するということがないように、どんな手だてを打とうとしているのかということをお伺えたらと思います。

川崎会長 よろしいでしょうか、事務局お願いします。

柿木課長 今、ご質問いただきました市民交流センターの廃止ということですが、来年の3月末で廃止ということで議会でもご議論いただいたところであります。これにつきまして、有識者会議ではどうするのかというような議論はされておられません。担当課も別のところもあるのですが、そこで市民交流センターで実施しています識字学級、また、サテライト事業など、この施設を利用しているいろいろな事業が実施されています。その点について、既存の社会施設、その他の施設を利用して、できる限り支障のない形で継続した取

組みをしようと、関係局それぞれの所管局で今、どのような場所でどのように実施するか考えていると把握をしておるところであります。確かに市民交流センターで地域の方々、周辺の方々を含めて、相談や交流をされてきたという事実もありますけれども、やはり、大阪市全体の課題として捉えるべきところもございますので、現在ある社会施設なり既存の施設をいろいろ活用をして、また、区をはじめ関係局が連携をしながら取り組まれてきた事業等について継続した形でどのようにできるのか、検討していきたいと思っております。

森委員 最後の話を伺っていると、今はプランがないというふうに聞こえるのですけれども、そういう受け取りでいいですか。

柿木課長 それぞれやっている事業については、それぞれ所管局で継続してやっというということでやっています。とりわけ、自立支援等を含めた形で福祉局のほうでも先ほど理事からもありましたけど、そういう事業を展開されるときに、いかに連携をとれるかということも模索していこうと。それぞれの行政課題、行政分野でどの様なことができるのかということは議論をしているということでございます。

森委員 先ほどP D C Aの強化ということが、話として出てきたのですけれども、市民交流センターについてP D C Aの強化というのは具体的にどう図られているんですか。例えば、利用者の実態調査とか、利用実績はこうだと、この人達がほかの学習の場所で学習をするとしたら、こういう可能性があるとか、P D C Aでされるなら、そういうのがあっていいと思うんですけどいかがでしょう。

柿木課長 利用率等につきましては、所管課のほうで部屋の利用なり、そういうのはもう把握はしております。ただ、市民交流センターというのはコミュニティ振興施設条例上の施設であって、貸館を中心にやっているという側面もございますので、その辺やはり見きわめながらやらなければならないという認識はございますけども、ただ3月末で廃止、で、その後そこでやっていたどの事業を、今後の府の人権施策なり大阪市の全体の中でどうしていくかということは、やはり、一長一短にはなかなかいきませんが、それぞれの所管局で案を練っているということでございます。

森委員 繰り返しになりますが、調査をする予定や既に実施した調査はあるのですか。貸館率とか利用率とか別にいいと思うのです、どういうところの方がどういうふうに来られていて、どういうメリットを感じておられて、それがなくなることによってどういう不利益が発生し得るのかというのは調査しないとわからないと思うのです。利用者の調査とかいうそういうタイプのことを。

柿木課長 直接の担当ではございませんので、申しわけございません。今、指定管理制度でそれぞれ市民交流センターを運営されておりますので、その施設長の方々とも相談しながら、どのようにしていくかということは所管局、所管課のほうでも会議もされておりますし、現在そこで運営されているの方々等の意見もいただきながらやっているということ

は聞いております。それ以上はお答えできる用意がございません。

森委員 基本的には市民交流センターは廃止すべきではないというふうに思っているのもあるのですが、廃止するというようなやむを得ない状況であると、そこに迫っているとすれば、それに対して行政として、どうするのかというのは、調査も踏まえて提案というか政策を作るべきだなというのを思っています。それだけ、つけ加えさせていただきます。

川崎会長 そのほかにご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本日の議題は以上でございます。本日ご議論いただいた内容やご意見につきましては、今後、人権行政の取組みを進めるにあたり、十分に反映、活用いただけるよう事務局でご検討の上、着実に実施を図っていただきたいと思います。また、検討課題とされました内容につきましては、次回の審議会2月頃になりますが、それまでに必要であれば随時、適当な方法でご報告をいただきたいと思います。それでは、事務局へお返しいたします。

司会 寺見係長 本日は、次回の審議会につきましては平成28年2月頃の開催を予定しております。追って、委員の皆様方に日程を調整させていただきます。以上をもちまして第31回大阪市人権施策推進審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。